

令和8年第6回教育委員会定例会
(3月31日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和8年3月31日（火）午後2時30分から午後3時24分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	川崎 修一
委 員	岩永 章
委 員	浦井 祥子

○出席者

事 務 局 次 長	佐々木洋人
庶 務 課 長	山田 安宏
教育施設担当課長	中島 伸也
学 務 課 長	仲田賢太郎
児 童 保 育 課 長	村松 有希
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長	増嶋 広曜
兼教育支援館長	
生涯学習推進担当部長	吉本 由紀
生 涯 学 習 課 長	吉江 司
スポーツ振興課長	榎本 賢
中 央 図 書 館 長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 議案審議

第17号議案 東京都台東区認定こども園に関する規則

第18号議案 東京都台東区教育委員会における延長保育料等の徴収に関する規則

第19号議案 東京都台東区教育委員会子ども・子育て支援法施行細則

第20号議案 東京都台東区教育委員会子ども・子育て支援法に基づく利用者負担に関する規則

第21号議案 東京都台東区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

第22号議案 東京都台東区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

- 第23号議案 東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第24号議案 東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 第25号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第26号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第27号議案 東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第28号議案 東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則
- 第29号議案 東京都台東区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 第30号議案 東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
- 第31号議案 東京都台東区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
- 第32号議案 東京都台東区教育委員会教育長の権限に属する区立学校、職員の勤務等に係る事務の一部委任についての一部改正について
- 第33号議案 東京都台東区教育委員会事案決定規程の一部改正について
- 第34号議案 東京都台東区教育委員会指導主事の旅費支給規程を廃止する規程
- 第35号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の旅費支給規程
- 第36号議案 東京都台東区立学校事案決定規程の一部改正について
- 第37号議案 台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 退任学校医等に対する感謝状の贈呈について

(2) 生涯学習課

イ 令和8・9年度台東区社会教育委員の委嘱について

ウ 台東区文化財保護審議会委員の委嘱について

(3) スポーツ振興課

エ チアダンス無料体験教室に対する後援名義使用について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和8年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

(2) 指導課

イ 令和8年4月1日付教職員異動状況について

ウ 学校長の職務代理について

(3) 教育改革担当

エ 台東区学校教育情報セキュリティポリシーの改正について

3 その他

午後2時30分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和8年第6回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、岩永委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 議案審議〉

第17号議案

第18号議案

第19号議案

第20号議案

第21号議案

第22号議案

第23号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

それでは、第17号議案を議題といたします。なお、関連する第18号議案から第23号議案についても一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは庶務課から、第19号から第23号までの5議案についてご説明をさせていただきます。この5議案の提案理由はいずれも、こども家庭部の創設に伴う事務の移管を踏まえ、教育委員会とこども家庭部がそれぞれ所管する事務に関する規定を整理するため提出するものでございます。

それでは、はじめに第19号議案、東京都台東区教育委員会における子ども・子育て支援法施行細則についてご説明いたします。

恐れ入ります、議案の次のページ以降をご覧ください。本細則は、子供のための教育保育給付に関すること、子育てのための施設等利用給付に関すること、特定教育保育施設の確認に関すること、特定乳児等通園支援事業者に関すること、業務管理体制の整備に関する事項の届け出、特定子ども・子育て支援施設等の確認等について定める内容になっております。

これまでは、区長部局が定めた子ども・子育て支援法施行細則がございましたが、教育委員会におきましてこの施行細則を定めておくべきものとして、今回、組織改正に伴う事務の移管に合わせて整理し、制定するものでございます。

なお施行日は令和8年4月1日でございます。

第19号議案についてのご説明は、以上でございます。

続きまして、第20号議案、東京都台東区教育委員会子ども・子育て支援法に基づく利用

者負担に関する規則についてご説明をいたします。

恐れ入ります、議案の次のページをご覧ください。この規則は、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設のうち、幼稚園及び認定こども園の利用者負担について定めるものでございます。第3条におきまして、利用料を無償化するため、利用者負担額を0円と規定しております。

施行日は令和8年4月1日でございます。

第20号議案についてのご説明は、以上でございます。

続きまして、第21号議案、東京都台東区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案の次のページをご覧ください。この規則は、3月13日開催の本委員会においてご決定いただいた、放課後子供教室を区長部局に委任するために定めるものでございます。

施行日は令和8年4月1日でございます。

第21号議案については、以上でございます。

続きまして、第22号議案、東京都台東区教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案の後ろにつけてあります新旧対照表をご覧ください。組織改正により教育委員会からこども家庭部に移管となる施設の公印、保育所印、保育所長印及び児童館印を廃止いたします。

第22号議案については、以上でございます。

続きまして、第23号議案、東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案の後ろに添付しております新旧対照表をご覧ください。この中から、教育委員会からこども家庭部に移管となる課・係、それから事務分掌を削除いたします。

施行日は令和8年4月1日でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、5議案とも原案どおりご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○佐藤教育長 次に、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、PDFで25ページでございます。第17号議案、東京都台東区認定こども園に関する規則の新設についてご説明をいたします。

本件もこども家庭部の設置に伴いまして、教育委員会規則として認定こども園に関する規則が必要となったことから、規定の整備を行うものでございます。

次ページ、26ページをご覧ください。規則の案でございます。第1条に趣旨を、第2条は施設について、第3条以降に区立の認定こども園で実施をする事業の内容や食事の提供に要する費用の徴収などを規定してございます。いずれも従前の内容と変更はございません。

また、PDFでは28ページに付則の記載がございます。本規則は令和8年4月1日より施行することとしまして、施行前までの食事の提供に要する費用の徴収に関して、経過措置を設

けます。

第17号議案の説明は、以上でございます。

続きまして29ページ、第18号議案、東京都台東区教育委員会における延長保育料等の徴収に関する規則の新設についてご説明をいたします。

こちら、こども家庭部の設置に伴い必要な事項を定めるものでございます。

PDFの30ページをご覧ください。規則の案でございます。第1条は趣旨を、第2条は費用を負担する扶養義務者について、第3条以降に延長保育料及び預かり保育料の算定や支払いなどに関して必要な規定を記載しております。こちら、従来の内容と変更はございません。

また、PDFの32ページでございます。付則としまして、本規則は令和8年4月より施行することといたします。また、施行前までの保育料については、本規則の規定によるものとする経過措置を設けます。

説明は以上でございます。両案ともよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○岩永委員 こども家庭部の創設に伴いまして、こども園の担当部署がこれまでは教育委員会指導課の担当でしたよね。

○学務課長 教育委員会内のこども園の設置に関する部分については学務課が担っていましたが、こども園において行います教育指導の内容については、指導課で行っているところでございます。

○岩永委員 実はその指導内容のことについてですが、環境整備は所管が移ってもスムーズにいくと思うのですが、教育保育内容の質の担保とか継続性については、今後どのような方向にいくのか教えてください。保育園の保育士さん方が少し不安に思っているのではないかと認識しております。その継続性等について教えていただければと思います。

○教育支援館長 教育支援館では、平成22年から「ちいさな芽」の開発を進めてきておるところで、私立・公立、また幼稚園・保育園・こども園の差がなく、全ての台東区の子供たちに共通したカリキュラムを進めていくことを取り組んでまいりました。

この度のこども家庭部の創設に当たりまして、こういった事業の継続性というのは非常に大事なところでございますので、またそれを指導する研修支援専門員等も教育支援館で勤務している状況から、この事業につきましては引続き教育支援館でしっかりと進めてまいりたいと、このように考えております。

○岩永委員 具体的には、支援館担当の方が各園を回ったりしながらアドバイスをするという体制は維持していくということでしょうか。

○教育支援館長 そのとおりでございます。

○岩永委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第17号議案から第23号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第24号議案

第29号議案

第32号議案

第33号議案

第34号議案

第35号議案

第36号議案

○佐藤教育長 次に、第24号議案を議題といたします。なお、関連する第29号議案、及び第32号議案から第36号議案についても一括して議題といたします。

はじめに、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、庶務課から、第24号・32号・33号・35号・36号の5議案についてご説明をいたします。この5議案はいずれも、東京都台東区職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、規定の整備を図るため提出するものでございます。

はじめに、第24号議案、東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

恐れ入りますが議案の後ろの新旧対照表をご覧ください。職員の旅費に関する条例の全部改正により、これまで職務名ごとに定められていた旅費が実費となるため、規則別表中の旅費の額の欄を削除いたします。

なお、施行日は令和8年4月1日でございます。

第24号議案につきましては、以上でございます。

続きまして、第32号議案、東京都台東区教育委員会教育長の権限に属する区立学校職員の勤務等に係る事務の一部委任についての一部改正についてご説明いたします。

議案の次のページをご覧ください。職員の旅費に関する条例の改正により、近接地内・地外の規定がなくなりましたので、これを削除いたします。

施行日は令和8年4月1日でございます。

第32号議案につきましては、以上でございます。

続きまして、第33号議案、東京都台東区教育委員会事案決定規程の一部改正についてご説明いたします。

議案の次のページをご覧ください。こちらも先ほどの第32号議案と同様、職員の旅費に関する条例の改正により、近接地内・地外の規定がなくなりましたので、こちらを削除いたします。

施行日は令和8年4月1日でございます。

第33号議案については、以上でございます。

続きまして、第35号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の旅費支給規程の全部改正についてご説明いたします。

本規程は、幼稚園教育職員の旅費の支給に関すること全般について定めるものでございますが、今般の台東区職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、本規程につきましても全部改正を行って対応をするものでございます。

施行日は同じく令和8年4月1日でございます。

簡単ですが、第35号議案の説明については、以上でございます。

続きまして、第36号議案、東京都台東区立学校事案決定規程の一部改正についてご説明いたします。

恐れ入りますが議案の後ろの新旧対照表をご覧ください。こちらも第32号・第33号議案と同様、別表中の近接地外の規定を削除いたします。

施行日も令和8年4月1日と同様でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、5議案とも原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 次に、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、第29号議案、東京都台東区立図書館処務規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本議案は、東京都台東区職員の旅費に関する条例の改正に伴い、規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。まず、第7条第1項第2号の近接地外旅費を旅行に改めます。次に、同条第2項第2号をご覧ください。同じ理由により、旅行に改めます。

次に付則でございます。この規則につきましては、令和8年4月1日から施行いたします。

ご説明は以上です。

○佐藤教育長 次に、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第34号議案、東京都台東区教育委員会指導主事の旅費支給規程の廃止についてご説明申し上げます。

令和8年4月から適用される東京都台東区職員の旅費に関する条例の改正により、給料表、職務給による旅費の支給区分が削除されることに伴い、教育委員会事務局に勤務する統括指導主事及び指導主事の旅費の支給について定める必要がなくなったため、本規程を廃止するものでございます。

ご説明は以上となります。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第24号議案、第29号議案、及び第32号議案から第36号議案については、原案どおり決定
いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第25号議案

第26号議案

第27号議案

○佐藤教育長 次に、第25号議案を議題といたします。なお、関連する第26号議案、及び
第27号議案についても、一括して議題といたします。

はじめに、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、庶務課から、第25号・第26号議案の2議案について、ご説明いた
します。

この2議案は、いずれも東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の改正に伴う規定
の整備のため提出するものでございます。

まず初めに、第25号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部
を改正する規則についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案後ろの新旧対照表をご覧ください。台東区立学校の管理運営に関
する規則の改正により、新たに主務教諭が創設されることとなったため、規則別表第2の
中の職員の区分の記載を、従来の主任教諭または主任養護教諭が属する、職務の級が2級
であるものと改めるものでございます。

施行日は令和8年4月1日でございます。

第25号議案につきましては、以上でございます。

続きまして、第26号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部
を改正する規則についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案の後ろにあります、新旧対照表をご覧ください。本案も先ほどご
説明いたしました第25号議案と同様、規則別表第3の中の職員の区分の記載を、職務の級
が2級であるものと改めるものでございます。

施行日は令和8年4月1日でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、いずれも原案どおりご決
定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 次に、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第27号議案、東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

PDFの10ページの新旧対照表をご覧ください。令和7年6月に成立した改正学校教育法において、児童の教育をつかさどり、及び命を受けて、当該学校の教育活動に関して教諭その他の職員間における総合的な調整を行う職として、主務教諭が創設され、主務教諭を置くことができるとされました。

このことを踏まえ、当該規則第6条の4に規定されている小中学校の主任教諭、主任養護教諭及び主任栄養教諭の位置づけについて、改正学校教育法により、規定された主務教諭と同等の職とするための規定の整備となります。

また、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の取扱においては、任用に関する事務を特別区人事厚生事務組合において特別区で共同処理しており、現時点では、主務教諭を置くことと決定していないため、現行どおりの主任教諭等の位置づけとしております。

付則をご覧ください。施行日は令和8年4月1日となっております。

本案につきまして、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第25号議案から第27号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第28号議案

○佐藤教育長 次に、第28号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第28号議案、東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。本案は一部の区立幼稚園で実施していた預かり保育を全区立園に拡充したことに伴い、規則を改正するものでございます。

恐れ入ります、PDF3ページの新旧対照表をご覧ください。改正前につきましては、預かり保育を実施する園が5園で規定されておりましたが、今年度より全区立幼稚園に拡大しておりますので、規定の園を全園に拡大するものでございます。

なお、付則でございますが、令和7年4月1日からとさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第28号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第30号議案

○佐藤教育長 次に、第30号議案を議題といたします。

スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、第30号議案、東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本議案は、東京都台東区体育施設条例の改正に伴い、区立スポーツ施設の使用料のうち、子供料金の対象年齢を、中学生以下から高校生等相当年齢以下に合わせて施行規則を改正するとともに、体育施設の利用料金の減額・免除の規定について、文言修正を行うために提出するものでございます。

施行日は令和8年4月1日としております。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第30号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第31号議案

○佐藤教育長 次に、第31号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、PDF8ページでございます。第31号議案、少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。本案は、少年自然の家霧ヶ峰学園の利用期間、及び手続きの変更、及び利用料の料金区分変更に伴う改正でございます。

PDF16ページの新旧対照表をご覧ください。はじめに、霧ヶ峰学園の利用期間及び手続きについてでございます。第4条において利用期間を定めておりまして、第5条利用の手続きについて定めておりますが、それぞれ、「教育委員会が認めた場合」を加えるものでございます。

次に、小人料金区分の対象の変更でございます。先ほどスポーツ振興課がご説明した内容と同様、小人料金区分を中学生以下から高校生等相当年齢まで対象を広げたことに伴いまして、現在ある各様式の中に中学生以下と記載があるものを高校生等相当年齢以下に改めるものでございます。改める様式は、第3号・第5号・第6号様式のそれぞれでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第31号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第37号議案

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

(2) 指導課 イウ

○佐藤教育長 次に、第37号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の報告事項、庶務課のア、指導課のイ、及びウについても、一括して議題といたします。

はじめに、庶務課長、説明及び報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、第37号議案、台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について、及び、報告事項、令和8年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事についてご説明をいたします。

まず、第37号議案をご覧ください。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに東京都台東区教育委員会事案決定規程に基づき提出するものでございます。

恐れ入りますが、次のページをご覧ください。このページでは部長級から課長補佐まで、またその次のページでは係長級職員の昇任・転任・新所属等について記載をしております。

また、その次には参考として転出・退職する職員についても記載をしております。

簡単ですが、第37号議案についての説明は、以上でございます。

続きまして、報告事項、台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事についてでございます。資料5をご覧ください。

こちらは、はじめに主任職の昇任・転任・新所属を、次のページ以降に一般職、再任用職員、区政推進員を、また、参考として転出・退職する職員について記載をしております。

説明は以上でございます。議案につきましてはよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、また報告事項につきましてはご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

○佐藤教育長 次に、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、報告事項イ、学校長の職務代理につきまして、ご報告申し上げます。資料7、PDF32ページをご覧ください。

こちらの報告については、10月21日に学校長の職務代理についてご報告した続報となります。

こちらの報告は、学校長が長期にわたり職務に従事することができないため、東京都台東区立学校の管理運営に関する規則第6条第5項第1号の規定により、副校長が学校長の職務を代理することとなりましたので、同条第6項の規定に基づき、教育委員会へ報告するものです。

10月21日の報告では、職務代理の終期を当面の間としておりましたが、この度、終期が確定いたしました。表をご覧ください。東京都台東区立平成小学校校長職務代理者副校長として船橋伸弘が就任しておりましたが、令和8年4月1日付けで、平成小学校に校長が配置されることから、任期は令和8年3月31日までとなっております。

次にウ、令和8年4月1日付教職員異動状況につきましてご説明申し上げます。資料6、PDFの14ページをご覧ください。

本資料は、職層別、校種別、内転・外転入、外転出に分けて、令和8年4月1日付での異動者数をまとめた表でございます。

今年度の新規採用者でございますが、一番下、教職員の表、教員の行の左から3列目の新採は33名でございます。ご参考となりますが、昨年度の新規採用教員は19名でございました。

なお、PDF16ページ、校園長異動のページ備考について補足をいたします。特任と記載されている方は、特例任用教員でございます。特例任用とは、役職定年である60歳を迎えた定年前の管理職について、60歳を超えても管理職のまま勤務させることができる制度でございます。令和8年度は10名となっております。

また、再任と記載されている方は暫定再任用教員でございます。暫定再任用教員は、定年退職後に任期を1年として採用されている教員になります。65歳になる年度末までの間、更新可能となっております。令和8年度は4名となっております。

報告は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第37号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

なお、庶務課のア、指導課のイ及びウについても報告どおり了承願います。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項ア、退任学校医等に対する感謝状の贈呈についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

浅草小学校、千束小学校、桜橋中学校耳鼻科校医の江連陽子先生におかれましては、令和8年の3月31日をもって退任されることとなりました。

つきましては、これまでの功績をたたえ、感謝状を贈呈したいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(2) 生涯学習課 イウ

○佐藤教育長 次に生涯学習課のイ及びウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、協議事項のイ、令和8・9年度台東区社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げます。資料2をご覧ください。

本件は社会教育委員の任期満了に伴いまして、項番1、社会教育法及び台東区社会教育委員の設置に関する条例に基づき、新たに社会教育委員の委嘱を行うものです。

項番2、任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日の2年間となります。

項番3、委員候補者につきましては、①・②・③に記載の8名となりまして、名簿を次ページにおつけしておりますので、後ほどご覧ください。

ご説明は以上でございます。

続きまして、協議事項のウ、台東区文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

本件は台東区文化財保護審議会委員の任期満了に伴いまして、項番1に記載の8名の方を台東区文化財保護条例第25条の規定により、委員の委嘱を行うものでございます。

項番2、任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日の2年間となります。

説明は以上でございます。2案件につきまして、よろしくご協議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のイ及びウについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) スポーツ振興課 エ

○佐藤教育長 次にスポーツ振興課のエについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは協議事項のエ、チアダンス無料体験教室に対する後援名義の使用についてご説明いたします。PDF5ページ、資料4をご覧ください。

本件は、NPO法人エンジョイキッズが実施するチアダンス無料体験教室について、後援名義の申請があったものでございます。事業の名称は「チアダンス無料体験教室」で、実施日時、場所、参加対象者は記載のとおりでございます。

恐れ入ります、20ページをご覧ください。こちらが事業の計画書でございます。事業の目的は児童に対して表現力・自己肯定感の育成、身体能力・リズム感の向上、コミュニケーション力・協調性などの育成を図ることを目的としております。

事業の概要につきましては、チアダンス指導員によるリズムトレーニングや簡単な振り付け体験などとしてございます。

本事業の実施により、チアダンスを通じたスポーツに親しむ機会を提供することで、スポーツ振興に寄与するものと考えことから、後援名義の使用を承認いたしたいと思いま

す。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○岩永委員 こちらの申請の日時についてお伺いします。本日審議した上で、後援名義が確定して、第1回の実施が4月初旬だと思います。準備時間が短すぎると思うのですが、何か事情とかあったのですか。

○スポーツ振興課長 こちら、資料4にございます2月26日のほうに申請があったんですが、事業の内容とかを所管課の私どものほうで確認をしまして、より安全に事業を実施できるかといったところも確認した上で、今回、教育委員会の方に諮らせていただきましたので、ちょっと諮った日時と実施時期が近くなってしまった理由につきましては、以上のとおりでございます。

○岩永委員 安全面で何か少し不安に思うようなところがあったということでしょうか。

○スポーツ振興課長 最初の事業の内容ですが、実施の目的とかのほうあまり、空白だったので。ちょっと内容のほうに、我々のほうで具体的なことをしっかりと記載してと、また、資料を出しなさいというところを求めまして、今回書類が整ったことから、諮らせていただいたということでございます。

○岩永委員 そうなると、主催団体のほうで、安全面などの意識が十分ではなかったのではないかなということでしょうか。若干心配するところはあるのですが、その点を確認した上で、これなら大丈夫だと判断をされたということですか。

○スポーツ振興課長 ご指摘のとおりで、他の自治体でも幾つかやっているといったことがあったようなんですが、かといって我々のほうとしては、初めて今回こういったことが区のほうへ上がってきましたので、より安全に適切なことが行われるかどうかの確認をさせていただきたく、相手方のほうに問合せ等を行ったといったことでございます。

○岩永委員 担当の方とのやり取りの段階で、安全の確保ができそうだと確認できたということですか。

○スポーツ振興課長 おっしゃるとおりでございます。

○岩永委員 分かりました。

○川崎委員 PDFの21ページに、チラシがもうできているみたいですが、これはもう配布済みでしょうか。後援が今日決まるからこの後ですかね。

○スポーツ振興課長 おっしゃるとおりでございます。

○川崎委員 一番下の後援の「後」が、「台東区教育委員会後」ってなっています。ちょっとそこだけ気になりました。

以上です。

○浦井委員 6ページ目の、その他というところで、参加対象者は6歳から12歳としますということになっているんですけども。後ろのポスターのほう、先ほど川崎委員が触れて

いらっしゃった、そちらのポスターのほうを拝見すると、午前中というか10時から11時が、幼児から小1になっています。これは6歳の未就学児ということなのか、最終的には何歳から何歳までのお子さんを対象としているのかがちょっと分かりにくかったので、教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長 こちらの資料4にございますように、小学生を対象としてございます。

○浦井委員 すみません、私の聞き方が分かりにくくて。ポスターのほうが幼児からの部があるので、小学生対象だけでなく幼児の部もあるのかなということで、お聞きしました。

○スポーツ振興課長 ポスターのほうに記載ミス、あくまでも小学生を対象というふうに聞いてございます。なので、チラシのほうにつきましては、小学校のほうに配布するといったことで、聞いてございます。

○浦井委員 そうしますと、これはポスターのほうを直して配布されるのでしょうか。このままで配布すると、前の時間帯が小学校1年生、後ろの時間帯が2年生以上ということになるんですけれども、その解釈でよろしいのでしょうか。

○スポーツ振興課長 おっしゃるとおりでございます。

○浦井委員 分かりました。ちょっとそこが分かりにくかったので。

すみません、先ほど、川崎委員が御指摘いただいていたところもありますけれども、できたらこのポスター、これから変えられるものなのか。もし変えるようなご予定があれば、ちょっと分かりやすくしていただけたらと思います。特に、保護者の迎えが必要だというような形で6枚目のところにも書いてあるんですけれども、ポスター自体には、低学年でも迎えに来いとか送迎を必要とするということは書いていなかったりするので、ポスターのほうでも募集のときにある程度の呼びかけをお願いいたしたく、よろしくお願いいたします。以上です。

○スポーツ振興課長 ご指摘を踏まえまして、事業者側のほうに訂正するよう指示してまいります。

○岩永委員 そうしますと、このチラシの配布対象についてお伺いします。こちらの団体は恐らく小学校での配布を考えていらっしゃると思うのですが、4月5日の1回目の開催日には間に合わないということになりますね。また、幼稚園や保育園にはこのチラシは配布されないと考えてよろしいでしょうか。

○スポーツ振興課長 チラシのほうの配布の方はどこまでちょっと事業者のほうで作ったかということもありますが、そこはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

また、対象のほうは小学生に配布するというふうに聞いていま。

以上でございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のエについては、協議どおり決定いたしたいと

思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 教育改革担当 エ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

教育改革担当のエについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは台東区学校教育情報セキュリティポリシーの改正についてご説明いたします。資料8をご覧ください。

まず項番1、改正の趣旨についてでございます。令和6年6月の地方自治法の改正に伴いまして、全国の自治体等に対して、令和8年4月1日までに、サイバーセキュリティを確保するための方針を定めることが求められております。既に情報セキュリティポリシーを策定している場合につきましては、その基本方針の内容を見直した上で、当該方針として位置づけることができます。

また、区長部局における台東区情報セキュリティ基本方針がこのたび令和8年4月1日に改正される予定でございます。この改正では、適用範囲から別途情報セキュリティポリシーを策定しているネットワークを除くこととなっております。これは教育に関するところでございます。

これらの点を踏まえまして、総務省が示す地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン及び台東区情報セキュリティ基本方針と整合を図りながら、台東区立学校教育情報セキュリティ基本方針を改正し、改正地方自治法に規定しますサイバーセキュリティを確保するための方針として新たに位置づけるものでございます。

次に項番の2、主な改正内容です。台東区情報セキュリティ基本方針の改正内容に準じまして、外部サービスとしてクラウドサービスを明示しましたほか、対象の職員を明示いたしました。詳細につきましては、別紙の新旧対照表を後ほどご参照ください。

項番4、改正年月日につきましては、令和8年4月1日を予定しております。この日より、改正地方自治法の第244条の6第1項に規定します、サイバーセキュリティを確保するための方針として正式に位置づけることとなります。

項番5、スケジュールでございます。これまで台東区学校教育情報セキュリティ委員会と専門部会を開催いたしました。東京都では文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準じまして、都内の学校教育におけるセキュリティ対策基準、これのひな形を3月27日に議決されたところでございます。東京都の雛形に準じまして、令和8年4月以降、台東区立学校教育情報セキュリティ対策基準、こちらの見直しを順次実施してまいります予定でございます。

説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○岩永委員 項番5のスケジュールのところですが、国、都の決定を受けて台東区の方針を定めるという流れだと思います。スケジュールが非常にタイトになっている中で、区としては事前にある程度情報を得た上で、区の基本方針を整備されてこられたと推察します。だいぶ苦心されたと思うのですが、国や都と台東区の整合性の視点で、台東区が設定したセキュリティの方針などの要点を簡単にお話いただければと思います。

○教育改革担当課長 学校教育情報のセキュリティポリシーの基本方針につきましては、既に定めておりました。これに対して区のセキュリティの基本方針、これを学校教育情報を参考にもしていただいて、このたび作成されたというところでございます。

ですので、教育改革担当といたしましては、こちらの改正に当たりましては、それほどスケジュール的な難儀はなく、台東区のDXに合わせまして進めたところでございます。

お答えになっているでしょうか。

○岩永委員 これまで台東区が実施してきた内容と大きく異なる点は、それほど無いということでしょうか。

○教育改革担当課長 新旧対照表にございますように、対象となる職員を整理させていただきましたのと、委託に関する、外部委託の管理という文言の整理を改めてさせていただいたところでございます。

○岩永委員 分かりました。

○佐藤教育長 そのほか、ご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、教育改革担当のエについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件については、以上でございますが、通して、その他何かご発言等がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後3時24分 閉会